

資料紹介

臨時財産税創設に関する
日本税務協会の建議書について

井上一郎

(租税資料室
研究調査員)

解題

ここに提示する資料は、第一次資料ではないが、財団法人日本税務協会が、敗戦後の事態に即応する税制について調査研究した結果、財産税等の創設を適當として大蔵大臣に建議し、同協会の会報に公表したものである。

一九四五（昭和二〇）年八月、終戦にともなう国土の荒廃の中で、民間の側から財政再建を国民的規模あるいは国民的理解のもとで考えようとした最初の文書であろうと思われる。

以下にみる建議書は、協会では学識経験者、経済学者等を委員に委嘱し、十月四日より十一月八日までの間、五回にわたり協会本部に各委員の参集を求め、税制調査委員会を開き、協会幹事案に対し検討を加えたものであった。本建議は、その過程で一応の成案を得て発表に及んだものようである（会報一三・一四・一五合併号三二頁）。

ところで、当時の状況については、今や多くの著作物に接することができ、特に再言の要はないのであるが、補足的にみておくことも無駄ではあるまい。

まず、戦後処理にあたっては、日時は特定できないが、財産税創設の必要性はかなり早い時期において、主税局では意識されていたようである。例えば、社団法人金融財政事情研究会の昭和二十六年七月三十日に行われた「戦時補償特別税・財産税について」故渡辺喜久造氏の講演後の座談会において、出席者の一人吉田（信邦）国庫課長の次の発言は重要であろう。

吉田 ぼくは渡辺さんが来られたときに課がかわった*。終戦前から――松隈さんもよく言っておられたが――戦争が済んだら財産税で行かなければ、勝っても負けてもうまく財政が処理できないだろうといったことは、これは戦時中

からの主税局の主張でもあったわけです。それはインフレ問題、戦後の富の公平な分配問題、こういうものが議論の基本になっています。さて戦争が終つてみますと、財産税の必要はいよいよ痛感されましたし、……財産税は何らかの形で起すべき運命にあったのです。財産税は主税局の最後の切札だったわけですね。

* 一九四五年一月二四日総合計画局へ内閣調査局・口述資料から主税局へ転勤

財産税創設が主税局の切札であったことは、故前尾繁三郎氏が、「ファイナンス・大蔵省一〇〇周年記念号（昭四四・一一 VOL 5 No. 8・六〇頁）」に寄稿されている「占領下の税務の思い出」の中でも、より具体的に、当時の氏の立場からとはいえ、財産税の創設について、次のとおりのべられている。

……八月十五日の終戦の詔勅を聞くとともに、大蔵省全員が歩いて宮城前の広場に出かけ、皆でお託びの最敬礼をして帰ると同時に、私は吉田信邦君や、忠佐市君の事務官始め課員の諸君に、今日からは、財産税と売上税の研究を始めよう……。それは、いづれにしてもすぐ第一次欧州大戦後のドイツと同様の状態がくると考えたからである。財産税を考えた第一の理由は、戦後われわれにはどんな賠償が課せられるかも知れない、それに対しては大規模で、しかも大幅な弾力性を持った臨時的な税種を考えなければならぬ、それは当然といつていいくらい、一回限りの実質的財産税以外にはないのである。第二の理由は、おそらく非常なインフレーションがくることも必至である。それに対しては規模も大きく、なるべく弾力性のある経常的な税種を考えなければならぬ。それには経常的な、形式的財産税と売上税を考える以外にはないと思つた。

財産税の構想は主税局においては戦後の財政処理における切札として、かなり以前から底流としてあつたといふことができる。

さて、日本税務協会が発表した財産税の構想に対しては、主要各紙は好意的な反応を示すが、なかでも「日本産業経済」(現・日本経済新聞)は、大蔵省の外郭団体たる税務協会が成案を発表したことは注目し値いする。とのべている。

日本税務協会の特殊性については、^(注)ここでは触れないが、大蔵省が模索していた財産税構想の一端であったのかも知れない。これらについては、大蔵省財政史室編の「昭和財政史・終戦から講和まで」のシリーズにも触れるところがない。ところで、十月三十日の建議のあった頃の状況を年表的にみると、次のようである。

八月一日 前尾主税局第一課長、戦後財政再建のため財産税、売上税の必要性を発言

一〇月四日 日本税務協会、税制調査委員会開催、以後一月八日まで五回開催

九日 幣原内閣成立

渋沢大蔵大臣、軍需補償額一千億円を支払い、それを財産税で吸収しうることを条件として大臣就任を承諾したという。

一〇日 連合軍、臨時軍事費の廃止、軍需企業等戦時利得者に対し戦時利得税徴収等の内意を大蔵省に伝達

一四日 渋沢大蔵大臣、官邸へ大内兵衛、中山伊知郎両氏を招致、財政の戦後処理につき意見を交換、大内氏補償の問題につき示唆

一五日 GHQ・ESS クレーマー局長、財閥解体と戦時利得の没収につき見解を発表

愛知揆一財政再建対策要目を作成、国債処理、企業補償等処理、財産税創設等一三項目を掲げる。

一七日 大内兵衛元東京帝国大学教授、ラジオを通じて「渋沢新蔵相に与う」と題し「戦時補償の打切りについ

て奮勇を振え」と訴えた。

二四日 大内兵衛、E.S.Sに「日本財政策」を提出。戦時補償の打切り、戦争利得の排除（財産税）を実行しない限り財政再建は困難と主張

主税局に（財産税等新税の）企画室新設、渡辺喜久造主査となる。（この頃、主税局では財産税第一案がほぼ固まっていた。また、この頃、渡辺喜久造、西原直廉、杉山知五郎、大平正芳、財政再建に関する意見書、覚書等を作成）

以上、簡単に事態の推移をみたのであるが、戦後の財産税創設の構想は、占領軍の指令発出前に、財政再建の必要上当然の措置として要路者の間では研究が進められ、そのうえに占領軍の指令が、かぶさるようにして、事態が回転したものとさえよう。

資料の解題としては思わぬ量になった。ご海容の程をお願いする。

税制に関する建議書

惟ふに我国現行の税制は戦時匆忙の間に於ける増税に次ぐ増税の為屢次の応急的改正を重ねたる結果のものにして早晩其の大改革を要するものなることは何人も之を認むる所なり。然るに我国は現に曠古未曾有の国情の大転換期に直面し今後将来の推移を遽に断ずべくも非らず、従て全面且根本的の税制整理は姑く之を後日に譲らざるを得ず、然しながら

一、終戦直後の国情に於て、国民の租税負担は須く先づ之を富裕階級及戦時利得者により多く需め依て以て国家財政並に国民経済上の要望に依り併せて戦争に因る多数の不幸なる犠牲者との均衡を企図するの要緊切なるものあり、即ち別記臨時財産税の如きを設定するを得策且妥当なるものと信ず、

二、之と同時に既往の実績に稽へ或は当面の国情に照し現行税制中差当り収正整備を要するもの即ち

- (一) 税制の可及的簡素且通俗化
- (二) 国情の転換に伴ふ国民各方面各階級の納税負担の権衡保持
- (三) インフレーション対策其の他の緊急国策の遂行に必要有効なる租税政策の運営
- (四) 戦争に因る犠牲者―戦病死者、罹災者、離職者等に対する税の減免
- (五) 徴税手続上納税者に迷惑又は苦痛を与ふるか如きものの厳格なる排除
- (六) 徴税機関を整備拡充し税務行政の円満を期するに依る課税の適正と充実に
右を其の主要なるものとす

敍上の趣旨に依り当協会税制調査委員会に於て慎重審議したる結果は即ち別紙の通りに有之依て茲に案の概要を具し、及建議候也。

昭和二十年十月三十日

財団法人 日本税務協会

会長 勝 正 憲

「別紙」

税制整理に関する調査

第一 調査方針

一 国情の転換に伴ふ税制の全面且根本的改革は固より当然のことに属するも事態の推移と其の落着を暫く俟つの要ありとなすこと。

二 然しながら

(一) 現行の税制は戦時緊急の要に応ずる増税復増税の匆忙たる数次の改正による歪曲のものにして之を仍存続施行すべくも非らざると同時に国情の転換により此際根本的又は応急的に其の改革を必要とするものにつき立案すること。

(二) 特に刻下喫緊の国策たる「インフレーション」の防止平和産業の助長振興戦災者等に対する負担の減免等に関する税制上の運営に付調査研究を遂げること。

(三) 而して又戦後財政の確立を期する必要上或はインフレーション対策として若は戦争に因る特殊の受益致富者等に対する反給付的要求としての課税等に属する各其の適當なる増税(新税共)を研究すること。

三 尚此際特に望ましきことは現行租税法規の繁雜不備と稅務行政の不円滑に因る納稅者の困惑と課稅の不当不合理なるもの等を此機會に於て総て之を是正する方針を以て莅むこと。

第二 調査要項

(一) 現行税制中改正を要すと認めらるゝ事項

一 貯蓄増強の爲預貯金利子に対する分類所得税は後記三の一般的整理と共に据置三年迄は税率の引下を爲し同三年を超ゆる長期貯蓄預金利子に対しては分類所得税免除の制度を設けること。尚国債地方債利子に付ても分類所得税の税率の引下を爲すこと。

二 終戦に因り急速転換を要する諸産業を考慮し所得税法第五条及營業税法第十二条等の免税種目を調整すること。

三 分類所得税の税率を適度に引上ぐるること。但し勤勞所得は比較的低めにし同時に綜合所得税に於ける一割控除は之を廃止すること。

四 自家用住宅に付ては其の見積所得に付分類所得税及綜合所得税を課税すること。

現行所得税法に於ては借地借家居住者と自己所有の土地家屋居住者との間に課税の區別を設けざるも後者は前者に比し借地料又は借家料を支払はすして居住し生活し得るの消極的利益あるを以て負担の均衡上自家用住宅に對しては其の土地家屋（別荘等を含む。）を見積り適宜の課税を爲すこと。

五 法人の各事業年度の所得に對する法人税の税率及資本に對する法人税の税率を適度に引上ぐるること。

六 法人の臨時利得税を法人税に統合し法人の各事業年度の所得中資本金額に對し年百分の八程度を超過したる金額を以て超過所得金額とすること。

七 特別法人税を廃止し法人税に統合すること。但し税率は普通法人より低率とすること。

八 相続税に付ては例えば家督相続に付「千万円を超ゆる金額」「二千万円を超ゆる金額」「五千万円を超ゆる金

額」の四階級を追加する等其の適宜なる改正を行ふこと。

九 配当利子特別税及外貨債特別税は之を廃止すること。

一〇 通行税は之を倍額程度に引上ぐること。

一一 酒税に付ては之を倍額程度に増額すること。同時に供給量を相当増加せしむる方途を講ずること。

一二 砂糖消費税は現行税率極めて低きに失するを以て相当高率に引上ること。

一三 物品税遊興飲食税及入場税に付ては現行税率のまゝとし脱税逋税の行はれざる様其の徴取手続の完備を期し課税の公平と適実を期すること。

一四 地租家屋税の税率を適当に引上げ同時に分与税の運営に付考究すること。

一五 市町村民税の制限を緩和し納税者一人当平均の最高額（人口五十万以上の市一二円、其の他の市九円、町村六円）及納税者の最高納（税額人口五十万以上の市二千円其の他の市千五百円、町村千円）を五倍程度に引上ぐる。

(二) 新税の創設

一 臨時財産税其の要領別紙の通り。

(三) 其の他一般事項

一 各種税法は命令等に委任したる事項多く為一般納税者に於て之を理解すること困難なるもの尠しとせず。依て適当に之を改正すること。

二 戦災又は戦争終結に因る失業等の為資力著しく減少したるものに対し賦課徴収上特別の措置を講ずること。

三 団体諮問の制度を一層普及活用すること。

四 税務官吏を大増員し素質の向上を図り調査及取締を徹底せしめ課税の公平と充実を期すること。

五 多年に亘り多額の納税を為し来りたる者に対し精神的優遇（栄典褒賞）制度の実現を考慮すること。

六 所得標準率及各税に関する取扱方通牒を公開すること。

七 官民相互の便宜と貯蓄奨励及滞納防止の一方法として地租家屋税等に付一定期間分（凡そ五ヶ年分以内の程度に於て）前納の制度を設けること。

八 所得税營業税法人税相統税等の課税標準の決定に対する審査の決定後に於ける減免申請過誤納税金の還付請求等ありたる場合に於て政府は一定の期間内（一ヶ年程度）に処理を要すること。但し特別の事由に因り此の期間内に処理し能はざる場合は其の事由、処分決定見込時期等を本人に通知するを要すと為す等の途を開くこと。

「別紙」

臨時財産税（新税）案

一 創設の趣旨

戦争に因る夥多の不幸なる犠牲者（戦病死者、罹災者、離職者等）ある其の反面に戦争に因る致富者（所謂軍需成金等）も亦相当に存在し或は又戦争成金たらさるも空襲等の厄を免れ生命財産の安全なるを得たる無難者の存するあり。即ち現時の我国民中には幸不幸全く其の趣を異にする二者の別あり、此の顯著なる不平等を調整すること

は終戦処理施策の緊要なるものに属し即ち其の財的僥倖者に対する特別の課税（此際一時限の財産課税）は同時に
 偶々以て現下の国家財政並国民経済上の時局的要求にも適合すと為すを得べし。

二 課税法の要領

(一) 納税義務者

帝国内に住所を有する個人及帝国内に住所を有せざるも帝国内に財産を有する個人

帝国内に本店又は主たる事務所を有する法人にして(二)の丙に該当する財産を有するもの

(二) 課税の対象

甲 (一般税)

今次大戦の終結当時個人の所有に係はる一定額（一例之十五万円）以上の財産（正味財産）

乙 (特別税)

今次大戦の終期に於ける個人の財産価額（正味財産価額）が其の始期に於ける財産（正味財産価額）の一定
 割合（例之十五割）に相当する金額及特別控除額十萬円の合計額を超過する場合の其の超過部分に属する財産

丙 今次大戦の終期に於て帝国内に本店又は主たる事務所を有する法人の財産価額（正味財産）が当該法人の株
 式の時価総額を超過する場合の其の超過額

(三) 課税の対象となる財産の種目

イ 動産・不動産及船舶

ロ 有価証券、預貯金、貸金其の他の債権及現金

ハ 地上権永小作権、其の他不動産上の権利
鉱業権及漁業権等

ニ 特許権其の他の価値を見積り得る特殊の権利等

(四) 財産の評価

イ 原則として時価に依る。

ロ 時価に依り難きものは一定の方法に依る評価額に依る。

(五) 財産評価額中より控除せらるる金額

イ 債務

ロ 当該財産に付課税せられたる租税公課の未納額

ハ 終戦後の一定期間に於て終戦に因り又は之に準ずべき因由に基くことの明白なる損失

(六) 課税最低限

イ 甲 (一般税) 財産評価額十五万円 (又は十万円) 基礎控除

ロ 乙 (特別税) 現有財産評価額二十五万円

(1) 即ち乙に付ては現有財産評価額が基準財産評価額の十五割相当額及特別控除額十万円の合計額を越ゆるも現有財産評価額二十五万円以内なるときは課税せず。

(2) 現有財産評価額が二十五万円以上なるも其の基準財産評価額に対する十五割相当額及特別控除額十万円の合計額以内のものは固より課税せず。

(6) 前記の財産価額は既記(5)の控除金額を差引たるものとす。

ハ 丙 なし

(7) 課税価額の調査

納税義務者の申告に依るを本旨とし税務署に於ては相続税の例及所得調査等の関連的調査を以てす。

(8) 税率

甲 (一般税) 百分の二十程度

乙 (特別税) 百分の七十程度

丙 百分の五十程度

(9) 納税

随時一時納め 但し税額大なるものは五年以内の年賦延納と為すことを得るものとす。(現物納付も考慮)

[以上]

(註) 財団法人日本税務協会の特殊性については、次のものが参考となる。

(一) 拙稿『戦後租税行政史稿(1)』拓殖大学「経営経理研究」一五号(昭五〇)八一―九頁(註七)

(二) 拙稿『占領初期の租税行政』「共同研究 日本占領軍 その光と影上巻所収」現代史出版会(昭五三)二四七頁以下参照